

# 大阪府犯罪被害者等支援条例 (平成31年4月1日施行)

犯罪被害者等に関する問題を社会全体で考え、ともに支え合う、だれもが安心して暮らすことができる大阪をめざして

これまで、全国に先駆け策定した「大阪府犯罪被害者等支援のための取組指針」(平成18年12月策定)に基づき、「犯罪被害者等に関する問題を社会全体で考え、ともに支えあう、だれもが安心して暮らすことができる大阪」をめざして、様々な支援の施策を総合的・体系的に推進してきました。

このたび、さらなる犯罪被害者支援の充実を図るため、被害者支援の理念や方向性、各主体の責務をより明確にし、府民理解の増進や関係機関と一体となった総合的な支援を実施する体制を構築していくこととし、「大阪府犯罪被害者等支援条例」を制定しました。

## 理念

- 犯罪被害者等の尊厳と権利が尊重されること
- 被害者等が置かれている状況・事情に応じて適切に支援すること
- 必要な支援が途切れることなく提供されること
- 関係者相互の連携及び協力のもとで支援を推進すること

## 責務

### 府の責務

- 犯罪被害者等支援に関する施策を総合的に策定及び、実施

### 事業者の責務

- 犯罪被害者等が置かれている状況・支援の必要性の理解
- その事業活動を行うに当たって二次被害への配慮
- 犯罪被害者等支援に関する施策への協力

### 府民の責務

- 犯罪被害者等が置かれている状況・支援の必要性の理解
- 二次被害への配慮、犯罪被害者等支援に関する施策への協力

### 民間支援団体の責務

- 専門的知識及び経験を活用した支援の推進
- 犯罪被害者等支援に関する施策への協力

## 指針

- 犯罪被害者等支援を総合的かつ計画的に推進するための指針の策定及び見直しについて規定
- 指針に基づいて実施する施策の実施状況の公表について規定